

基準部規程

平成10年5月13日	理事会暫定試行案承認
平成12年7月28日	理事会決定
平成13年10月12日	基準部承認
平成14年5月16日	理事会承認
平成17年3月24日	理事会一部変更
平成18年4月20日	理事会一部変更
平成19年3月18日	理事会一部変更
平成22年3月19日	理事会一部変更
平成25年3月15日	理事会一部変更
令和2年11月26日	理事会一部変更

第1章 総則

第1条 本規程は、公益社団法人地盤工学会規則（以下、「規則」という）に基づき、基準部の業務、組織、運営等について定める。

第2条 基準部は、規則第24条に示す会務を掌り、次の業務を行う。

- 1) 地盤工学関係の日本産業規格（JIS）（以下、「規格」という）の制定と見直し（改正、廃止、確認等、以下「見直し」という）に関し、原案作成
- 2) 土質試験、地盤調査、岩の試験・調査、設計・施工等の地盤工学会基準（JGS）（以下、「基準」という）の制定と見直しに関する事項
- 3) 地盤工学会が国内審議団体として担当するISOの専門委員会（以下、「ISO/TC」という）と、その分科委員会（以下、「ISO/SC」という）およびワーキンググループ（以下、「ISO/WG」という）に関する業務
- 4) 地盤工学の表記法に関する事項
- 5) 規格・基準に関する情報収集と規格・基準に関連する出版物、第3章に定める委員会における成果出版物、データシート等の刊行物（以下「刊行物等」という）の企画、編集、刊行、管理等
- 6) 規格・基準の活用に伴う技術者の資質向上、規準類の精査を目的とした技能試験の実施
- 7) 第3章に定める委員会等からの報告事項の確認および審議事項の議決

審議事項とは、下記のことを指す。

- ・ 基準部会および委員会等に関する基本方針および予算
- ・ 委員長候補者および委員会等の構成
- ・ 規格・基準および国際標準化機構（以下、「ISO」という）等の規格に関わる事項
- ・ 表記法に関する事項
- ・ 成果の公表方法、刊行物に関する基本事項
- ・ その他部会が審議・承認すべきであると判断する事項

8) 上記の事項に関する発案・提案等に対する検討

第3条 基準部の運営は、基準部会（以下、「部会」という）の決定によってこれを行う。ただし、緊急を要する事項の処理は、基準部長および基準部担当理事あるいは少なくともその中の1名によって決定し、部会にその経緯および結果を報告することとする。

第4条 基準部会は、基準部長（理事）が座長を務め、基準部担当理事、および基準部が統括する常設

委員会の幹事を含む基準部員（以下、「部員」という）によって構成され、事務局調査研究・基準グループ（以下、「事務局」という）はこれを補佐する。

第5条 部員は15名程度以下とし、規則第25条に基づき選任する。

第6条 部員のうち若干名を部員兼幹事とすることができる。

第7条 新任部員の選任もしくは退任部員の後任の選任にあたっては、原則として同一機関からの重複を避け、職域、専門領域等を配慮するものとする。第12条に定める常設委員会委員についても同様とする。

第8条 この規程の変更は、部会の議を経て理事会の承認を得るものとする。

第2章 規格・基準

第9条 規格素案および基準案は、公示して会員の意見を聴取する。

第10条 規格の学会原案および基準は、部会の議を経て理事会の承認を得なければならない。

第11条 規格・基準の制定と見直しに関する細目は、「規格・基準に関する細則」に定める。

第3章 委員会

第12条 基準部には、常設委員会と常設委員会の下にワーキンググループ(以下、「WG」という)をおくことができる。ただし、ISO国内委員会は各TC国内専門委員会を統括する。(図-1参照)

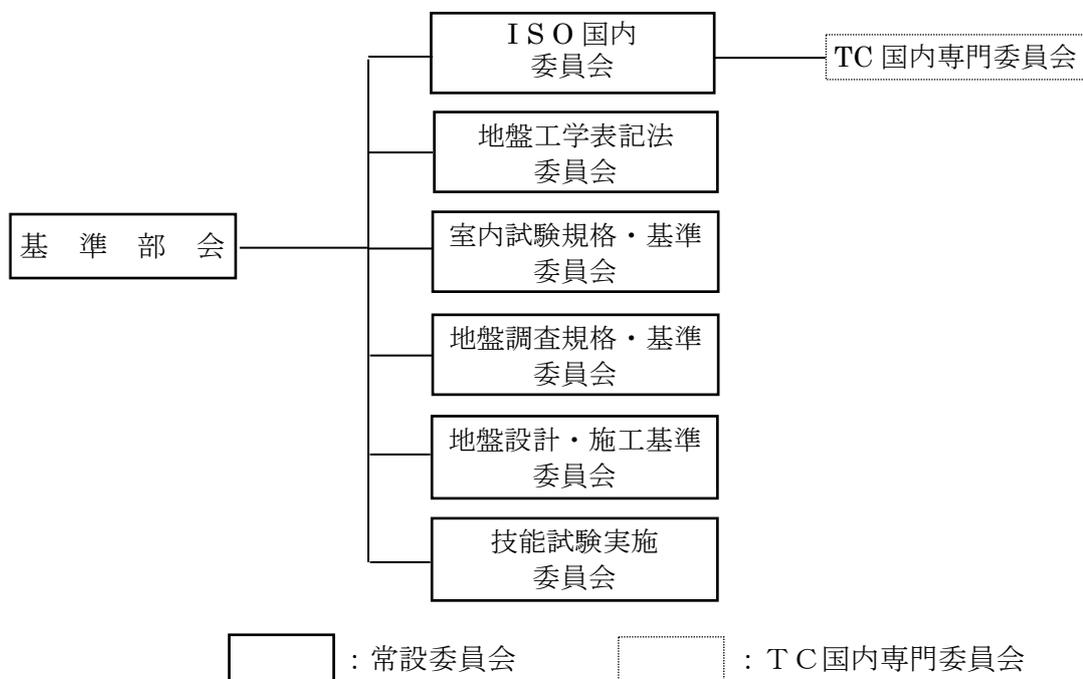


図-1 基準部の組織図

第13条 常設委員会とは、常時活動する委員会をいい、次の委員会とする。

- (1) I S O国内委員会
- (2) 地盤工学表記法委員会
- (3) 室内試験規格・基準委員会
- (4) 地盤調査規格・基準委員会
- (5) 地盤設計・施工基準委員会
- (6) 技能試験実施委員会

第14条 常設委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) I S O国内委員会は、地盤工学会が担当する I S O/T Cとその I S O/S C、I S O/W G等に関する業務
- (2) 地盤工学表記法委員会は、標準用語、標準記号、表記法、単位、シソーラス等の原案の作成、見直しおよびデータシート情報化への対応とデータシートプログラムに関する業務
- (3) 室内試験規格・基準委員会は、土および岩の試験に関する規格の制定・見直しのための素案の作成、基準の制定・見直しおよびこれらに関する業務
- (4) 地盤調査規格・基準委員会は、地盤調査に関する規格の制定・見直しのための素案の作成、基準の制定・見直しおよびこれらに関する業務
- (5) 地盤設計・施工基準委員会は、設計・施工に関する規格の制定・見直しのための素案の作成、基準の制定・見直しおよびこれらに関する業務
- (6) 技能試験実施委員会は、学会が制定する規格・基準に関する一斉試験の検討、実施、成果の整理およびこれらに関する業務

第15条 W Gとは、刊行物等の企画、編集、刊行、および規格・基準に関する事項の調査あるいは検討および学会原案・基準案の作成等を目的として、一定の期間設ける委員会をいう。

第16条 常設委員会の設置と改廃および委員長任命は、部会の議を経て理事会の承認を得るものとする。

第17条 常設委員会が統括するW Gの設置と改廃およびグループリーダーの任命は、部会の議を経て理事会へ報告するものとする。

第18条 委員会運営に関する細目は、「基準部委員会運営細則」に定める。

第4章 活動成果の報告と公表

第19条 常設委員会は、原則として委員会活動によって得られた中間および最終成果を速やかに部会に報告しなければならない。

第20条 活動成果は、部会と常設委員会が協議の上、次のいずれかの方法で公表するものとする。ただし、規格素案および基準案の公表については第2章に、刊行物等については第5章に定める。

- ① 「地盤工学会誌」に掲載
- ② シンポジウム等の開催
- ③ 研究討論会の開催
- ④ 地盤工学研究発表会における発表または報告
- ⑤ その他部会が認めた方法

第21条 活動成果の公表手続きの細目は、「活動成果の公表に関する細則」に定める。

第5章 刊行物等

第22条 基準は原則として英語翻訳を行うものとする。

第23条 刊行物等の企画は、部会、常設委員会等が行い、部会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

第24条 基準部以外から刊行物等の発刊依頼があった場合は、部会で審議の上、その可否を決定する。

第25条 刊行物等の発刊は、関連するWGに担当を依頼、もしくは部会が直接担当することができる。

第26条 担当WGは、当該刊行物等の目次、執筆者、工程等を関連常設委員会での議を経て部会に提出し、承認を得るものとする。

第27条 刊行物等の維持管理は、原則として当該刊行物担当のWGが行うものとし、事務局がこれを補佐する。ただし、担当WGが解散した後は、関連する常設委員会等がこれを担当する。

第28条 刊行物等の著作権の管理は、原則として基準部が行い、事務局がこれを補佐する。

第29条 転載などの許諾については、原則として部会の承認を得るものとする。ただし、軽微な転載等の許諾については、事務局が決定できる。

第30条 部会で許諾した結果は、必要に応じて理事会に報告するものとする。

第31条 刊行物等の発刊、改訂、廃刊等は、部会の承認を得るものとし、必要に応じて理事会に報告または承認を得るものとする。

第32条 刊行物等の企画、編集、刊行および維持管理の細目は、「刊行物等に関する細則」に定める。

第33条 技能試験の計画、実施および成果の整理については、「技能試験に関する細則」に定める。

付 則

(規程施行)

この規程は、公益社団法人設立の登記の日から施行する。